

三井住友信託銀行で働く仲間の権利無視の コンプラ違反を是正させよう！

ひとりでも声を出して金融ユニオンで銀行にモノを言おう！

＜不払い残業代 56 万円の是正支給を実現＞

三井住友信託銀行は、残業代の支給について「請求すれば時間外手当を支払う」と団体交渉でも述べていますが、実際には月 20 時間の上限枠などもあって、特に早出に対する時間外手当の請求などは手付かずの状況でした。金融ユニオンでは、組合員のパソコンの記録を銀行に提出させ、2 年間遡及して、ひとり 56 万円の時間外手当の不払い是正を実現させています。

＜病気でもないのに一方的に休職発令 謝罪を要求＞

非正規労働者に対して、主治医の診断書もなく、産業医の判断だけで休職を発令するという、メチャクチャな事例も発生しています。営業成績によって雇用を含む労働条件が大きく左右される非正規労働者にとって、病気でもないのに産業医の判断だけで一方的に休職させられたうえ、銀行が職場復帰を認めなければ解雇することもできるというのでは、安心して働くことなどできません。

金融ユニオンでは、このような本人意向を無視した休職の発令に謝罪を要求しています。



働くルール、就業規則の不利益変更を撤回させよう！

就業規則の変更は、労働組合と協議した上で、労働基準監督署に届け出ることでなっています。

まして解雇を会社都合で自由にできるような不利益変更の場合は、なおさら当該労働者との協議が必要です。三井住友信託銀行では、2012 年 4 月 1 日の合併時に、これまで 21・中央三井信託で保障されていた 22 万円の嘱託営業職の最低賃金を 19 万円に引き下げました。

さらに本年 4 月には、雇用期間更新拒否理由に訓告など軽微な懲戒処分でも更新拒否ができるように改悪してきています。一方的な労働条件の不利益変更を全ての労働者の力で撤回させましょう。



金融労連・全国金融産業労働組合（金融ユニオン）

本 部 〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-9-9-402 電話 03-3230-8415

東海支部 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3-308 電話 052-883-6965

近畿支部 〒541-0045 大阪市中央区道修町 3-3-10-601 電話 06-6223-0772

ホームページ <http://kinyuunion.com>

（2014 年 4 月）